

午後三時二分開会

○衆議院議長（森英介君） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ございます。

全体会議を始めさせていただきます。

皆様のこれまでの御意見を踏まえまして、両院正副議長の四者でお手元に配付しておりますとおり、とりまとめ案を作成いたしました。

まず、その内容について御説明をいたします。

とりまとめ案の本文について、順次、石井副議長に朗読していただきながら、四者を代表して、各項目ごとに私どもの基本的な認識及び想定について、私から御説明をさせていただきます。

○衆議院副議長（石井啓一君） それでは、とりまとめ案の朗読をさせていただきます。

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法院の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ（案）

令和四年一月に、衆参正副議長が、岸田内閣総理大臣から、両議院でそれぞれ議決した「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づく政府における検討結果の報告を受けて以降、令和六年から本年にかけて、○回にわたり全体会議を開催し、また、各党・各党派からの個別の意見聴取を行うなど、立法院として真摯に議論を重ねてきた。

その結果として、次のとおり「立法院の総意」をとりまとめた。

○衆議院議長（森英介君） この部分は、これまでの議論の経過を述べた部分でありますので、特段の補足説明は要しないと思います。

次、お願いします。

○衆議院副議長（石井啓一君） 一、現時点において講ずべき皇族数確保の具体的方策について

1、今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないことについては、立法院としてもこれを確認する。

○衆議院議長（森英介君） これは、有識者会議報告書の基本的な認識について立法院として確認した部分です。

次、お願いします。

○衆議院副議長（石井啓一君） 2、その上で、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議がとりまとめた報告書の第一案及び第二案は、いずれもこれを了とし、このとりまとめを基に法制化することを求める。

○衆議院議長（森英介君） このくだりは、有識者会議報告書が皇族数確保の基本的な方策として提案している第一案と第二案につきまして、端的な応答を述べた部分で、立法院としてもこの両案を了とし、このとりまとめ案の中核ともいえるべき文章です。

その上で、このとりまとめを基に法制化することを総括的に求め、その際の留意事項については、次の3と4の段落でより具体的に示しております。次、お願いします。

○衆議院副議長（石井啓一君） 3、このうち、上記第一案の「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」案については、皇室の歴史に整合的であり、公的活動の継続性の観点などに鑑み、皇室典範を改正することとし、具体的な制度設計に進むべきと考える。

なお、現在の内親王殿下、女王殿下が、婚姻後は皇籍を離脱するとの現行制度の下で人生を歩んで来られたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて、その御意向を尊重するなど一定の配慮をすべきである。

○衆議院議長（森英介君） まず、第一案が皇室の歴史及び公的活動の確保の観点から適切な方策であるとの認識を示した上で、皇室典範を改正することとしという表現でもって、その制度化に当たっては皇室典範十二条を中心とした皇室典範本則の改正になるであろうことが想定されることを示しております。

さらに、これに以下を加えて、現在の内親王殿下、女王殿下の方々については、御本人の御意思を尊重すべきことを今回の制度改正に係る経過措置として定めるべきことを示しております。

次に、有識者会議報告書の第二案に関する幾つかの具体的な言及に入っております。

お願いします。

○衆議院副議長（石井啓一君） 4、また、上記第二案の「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」案については、昭和二十二年（一九四七年）十月に皇籍を離脱した、いわゆる旧十一宮家の皇族男

子の子孫である男系の男子の方々を対象にして、具体的な制度設計を行うものとする。

なお、象徴天皇制が国民の総意に基づくものであることに鑑み、国民の理解を得るべく、また、我が国の歴史・伝統を踏まえ、①本人の意思を考慮した養子となり得る者の年齢、②皇族には養子が認められてこなかった趣旨を踏まえた養親となり得る者の範囲、③その具体的な手続等の要件のほか、④養子となつて皇族となられた方は皇位継承資格を持たないこととするなど、慎重に制度設計を行うものとする。

○衆議院議長（森英介君） まず、第一段落ですが、養子縁組の対象となる皇統に属する男系男子のうち、いわゆる旧十一宮家の方々を対象として制度化することが適切との認識を示しております。その上で、なお以下であります、ここでは①から④までの四つの事項について具体的に掲げて慎重な制度設計を求めています。

まず、①については、養子の対象となり得る者の年齢について、本人の意思を考慮して定めるべきこととしております。

次に、②については、皇統の紊乱を防ぐ趣旨からすれば、天皇家、上皇家、皇嗣家については、養親となることができなるとすることを想定しています。

次に、③の手続については、皇室会議の議を経ることを想定しています。

なお、④は、養子となつた御本人は、皇位継承資格は持たないことを確認したものです。有識者会議報告書のとおりでございます。

次、お願いします。

○衆議院副議長（石井啓一君） また、この措置については、養子が皇統の紊乱を防ぐ等のために皇室典範で認められてこなかったことを重く受け止め、皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があると思われるときは、一定年数ごとに見直すものとする。

○衆議院議長（森英介君） この段落では、養子縁組はこれまで認められてこなかったことや、あくまでも皇族数の確保のための方策であることに鑑みて、その皇族数の確保がどの程度できているか等の状況を勘案して、一定年数ごとに見直すことといたしております。

次に、二の検討条項及び確認事項の項目に入ります。

次、お願いします。

○衆議院副議長（石井啓一君） 二、法施行状況を踏まえての検討条項及び確認しておくべき事項

1、上記一の措置によって講じられる皇族数の確保に係る施策を安定的に進めるため、改正後の皇室典範等の施行状況を踏まえて、必要があると認められるときは、所要の措置が講じられる旨の検討条項を附則に設けることが適切と考える。

○衆議院議長（森英介君） 改正後の法律の施行状況を踏まえたか、必要があると認められるとき、所要の措置といった文言から明らかのように、これは附則に置かれる一般的な検討条項を念頭に置いてあるものであります。

念のため付言いたしますと、上記一の措置と明記しているところからも明らかのように、第一案

についても、また第二案についても、それが今回の立法目的である皇族数の確保に係る施策の安定的な推進に寄与しているかどうか検証していくべきとの認識を示したものです。

次、お願いします。

○衆議院副議長（石井啓一君） 2、また、改正後の皇室典範等の施行状況を踏まえるに当たっては、皇族の方々を取り巻く環境その他皇室の状況についても勘案し、必要があると認められるときは、適時適切な措置が講じられるものとするなどを、附帯決議において確認するよう各党・各会派に要請したい。

○衆議院議長（森英介君） これは、ただいま申し上げた附則の検討条項を受けて、その検討の際の考慮要素を例示した記述です。言わば検討条項の解釈指針とも言える部分です。これを具体的に申し上げます、これには次のようなことが想定されます。

まず、第一案に関して言えば、皇族女子を取り巻く環境、例えば御家族の住居、住まい、生活費などの処遇の問題などが検討の対象となり得ることを想定いたしております。

次に、第二案に関して言えば、養子となつて皇族となられた方々が皇族として御活動される際の支援体制などを含めた、これを取り巻く環境全般が想定されます。

次、お願いします。

○衆議院副議長（石井啓一君） 3、さらに、改

正後の皇室典範等による皇族数の確保の状況等を踏まえ、安定的な皇位継承を確保するための方策について、引き続き、検討することについても、附帯決議において確認するよう各党・各会派に要請したい。

○衆議院議長（森英介君） これは、退位特例法の際の附帯決議に含まれていた安定的皇位継承を確保するための方策についての検討を、引き続き、すなわち不断に、また継続的に行っていくべきことを改めて確認するものです。今回の皇族数の確保の施策も、究極的にはこの安定的な皇位継承を確保するための方策の一つの手段として位置付けられるものと言えるかと存じます。

最後に、今後の手順に関する政府に対する要請について言及をさせていただいております。

次、お願いします。

○衆議院副議長（石井啓一君） 三、政府に対する要請

政府においては、この「立法院の総意」を厳粛に受け止め、直ちに法律案の立案に着手し、誠実に立案作業を行い、法律案の骨子が出来上がった段階において事前に衆参正副議長に報告した上で、法律案の要綱が出来上がった段階で各党・各会派に対して全体会議の場で説明するものとする。

そして、その確認を得た上で、当該法律案を速やかに国会に提出することを強く求める。

○衆議院議長（森英介君） ここでは、まず骨子についての衆参正副議長による事前チェックと、次に要綱についての全体会議による事前チェックという二段階のチェックを経て、このとりまとめ

の内容が法案に確実に反映することを担保しようとするものです。

この手順については、退位特例法の立案、制定の際の手順に倣ったものです。

以上、とりまとめ案とこれに込めた私どもの四者の基本的な認識及び想定について御説明をしまりました。

最後に、一言付言申し上げますと、以上のよう

に、このとりまとめ案については、ある程度具体的な内容を想定しながらも、文章としては一定の幅のある表現にとどめて、具体的な制度設計については政府の裁量に委ねることとしております。

その趣旨は、皇室に関する制度の基本的な枠組みについては憲法第一条の定める国民の総意を踏まえた国民代表機関である立法院において設定することがふさわしいことを踏まえるとともに、内閣の助言と承認に基づき、天皇陛下を始めとする皇族の方々の御活動についてその事情をよく知る内閣において具体的な制度設計に当たることがふさわしいとの判断からです。

その上で、内閣の具体的な制度設計が真に私ども立法院の設定した基本的な枠組みを踏まえているかどうかを今申し上げた二段階のチェックでもって担保しようとしている次第です。

何とぞ、この趣旨を御理解の上、御意見を頂戴できれば幸いです。

それでは、このとりまとめ案については、会議終了後の記者会見で配付するとともに、両院のホームページにも掲載することといたします。

このとりまとめ案について、各党各会派の御発

言の機会をただいまから設けたいと思います。御発言はそれぞれ五分程度でお願いいたします。

それでは、御発言の御希望がある会派はお手元の札をお立てください。

では、中道改革連合、お願いいたします。

○衆議院議員（笠浩史君） 本日、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に関する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法院の対応に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ案が提示されました。

これまでの全体会議での議論や個別の意見聴取を踏まえた衆参正副議長四者の御努力に対し心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

中道改革連合として、本日提示された議論のとりまとめ案について、基本的に了とし、以下、私どもの受け止めについて申し上げます。

本日提示された議論のとりまとめ案は、現時点において講ずべきこの皇族数確保の具体的方策について、まず今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしないことを確認した上で、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議の報告書の第一案、第二案のいずれもとし、法制化を求めています。

このことは、皇族数確保のためにはあらゆる方策を選択肢として追求すべきという私どもの考え方に沿ったものであると受け止めています。

そして、私どもは、内親王・女王殿下の身分保持を優先的な方策と申し上げてまいりましたが、議論のとりまとめ案が、第一案について、「皇室

の歴史に整合的であり、公的活動の継続性の観点などに鑑み、皇室典範を改正することとし、具体的な制度設計に進むべき」としていることや、現在の内親王・女王の「御意向を尊重するなど一定の配慮をすべき」ことが経過措置として盛り込まれたことは、私どもの思いに込めるものであると考えます。

また、議論のとりまとめ案が、第二案について、皇族には養子が認められてこなかった趣旨を踏まえ、制度設計の条件をより詳しく記していること、「必要があると認めるときは、一定年数ごとに見直すもの」としていることは、慎重な制度設計を行うよう求めた私どもの考えも酌み取られたものと受け止めております。

さらに、議論のとりまとめ案が、「改正後の皇室典範等の施行状況を踏まえて所要の措置を講じる旨の検討条項」を置くよう要請するとともに、「皇族の方々を取り巻く状況についても勘案し、必要があると認められるときには適時適切な措置が講じられるものとする」ことを附帯決議において確認するよう各党・各会派に要請したい」としていることも、臨機応変に適切な対応ができる可能性を将来に残すものと理解をするものです。

以上、議論のとりまとめ案には、私どもの表明した意見もおおむね反映されていると考えられます。

その上で、補足的に幾つかの要望について申し上げます。

私どもは、内親王・女王殿下の婚姻後の配偶者及び子の皇族の身分については、当事者の御意向

など、個別の事情等を勘案しながら適時適切に対応するものとして、今後の検討に当たっては、より法規範性の強い附則の検討条項を求めてきました。議論のとりまとめ案は、法施行状況を踏まえたの検討条項を附則に設けることとしており、その点がしっかりと実現されるようお願いを申し上げます。

次に、議論のとりまとめ案において、「安定的な皇位継承を確保するための方策について、引き続き、検討することについても、附帯決議において確認するよう各党・各会派に要請したい」とされています。安定的な皇位継承を確保するための方策を引き続き議論していくことは、退位特例法の附帯決議で要請されているように、必須の事柄です。悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承については、引き続き、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚をめぐる状況も踏まえて、女性天皇の是非なども含めて、静かな環境の下で議論を深めていかなければならないと考えており、衆参正副議長四者におかれては、引き続き御高配を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、本日提示された議論のとりまとめ案に対する私どもの評価を申し上げてまいりましたが、改めて衆参正副議長四者の御努力を重く受け止め、基本的に了といたします。

その上で、立法院の総意がまとめられたならば、私どもとしても、政府に対して、厳粛に受け止め、誠実に立案作業を行うよう求めるとともに、成案が立法院の総意にならなっているものかどうか随時チェックをして臨んでいく決意であることを申し上げます。

上げ、意見表明といたします。

どうも、本当に四者のおとりまとめ、お疲れさまでございました。ありがとうございます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、国民民主党、お願いいたします。

○衆議院議員（玉木雄一郎君） 私からもまず冒頭、両院の議長、副議長の取りまとめに心からの敬意を表したいと思います。

その上で、国民民主党としては、政府報告書の第一案、第二案をいずれも了とする両院の議長、副議長のとりまとめ案を了とし、政府には、このとりまとめを基に速やかに法制化作業に着手することを求めたいと思います。

その上で、二点申し上げたいと思います。

第一案の結婚後も女性皇族が皇族の身分を保持することを可能とした場合における配偶者や子の身分については、皇族としないことが過去の皇室の歴史に整合的であり、適当、適切であると考えます。同時に、一代限りの准皇族として、待遇などの面において皇族と同等の扱いとすることも一案であり、准皇族のような対応が可能となるような具体的な制度設計をお願いしたいと思います。

第二案についても一言申し上げます。旧皇室典範において養子が禁止された趣旨について、伊藤博文名義の「皇室典範義解」には、「養子をなすことを禁ずるは宗系紊乱の門を塞ぐなり」とあります。天皇の子孫であれば誰でも養子縁組で皇籍を取得できるようにすることは、争いが生じる種になる可能性があることから、日本国憲法下で皇族であり、昭和二十二年十月に皇籍を離脱したい

わゆる旧十一宮家の男系男子に限定した話であることを明確にするため、法形式は皇室典範本体の改正よりも特例法が望ましいと考えます。

以上、二点申し添えたいと思います。

○衆議院議長（森英介君） 立憲民主党、お願いします。

○参議院議員（長浜博行君） 立憲民主党です。

議長、副議長の御尽力に敬意を表します。

なぜか報道にはいろいろ出ているようですが、本案はこの会議まで非公表として取り扱うように御指示がありましたので、党代表とも相談し、所属議員に配付をしております。したがって、党見解は、本日の御説明を拝聴の後、我が党に所属する全国民を代表する選挙された議員と熟議の上、十日水曜日に申し上げます。何しろ日本国民統合の象徴にも関係することですから、慎重に。私からお尋ねしたいことは、立法院の総意の定義、解釈です。お考えを開陳いただければ幸いです。

先ほどの説明について感じたことを申し上げます。

一の1について、法治国家である我が国において、皇室典範という法律に定められている事項を改めて確認する必要があるのでしょうか。

3について、確かに附帯決議の女性宮家等に関する事項であり、婚姻後の配偶者、子を皇族とすることを含めて皇室典範を改正することとし、具体的な制度設計に進むべきだと思います。

4について、附帯決議のどこを見ても養子の二

文字はなく、何ゆえ、今、第二案なるものが議論の俎上に上がっているのかは理解不能です。

私は、過日の意見表明の際に、二〇〇五年の皇室典範に関する有識者会議報告書について再評価すべきことを言及しました。なぜなら、この報告書は、内閣総理大臣から、将来にわたり皇位継承を安定的に維持するための皇位継承制度とこれに関連する制度の在り方について検討を行うよう要請を受けて、真正面から言わばタブーとも言われた命題に向き合ったからです。

私は、立法院としての有識者会議の立ち上げも提案いたしました。どちらも御返答がいただけておりませんでしたので、本日は時間の制約もあることから、小泉内閣総理大臣、安倍内閣官房長官のときの「皇室典範に関する有識者会議報告書」を簡潔に御紹介を申し上げます。もう二十年以上前に、時の政府が今後の望ましい皇位継承の在り方について結論を出していたわけでございます。

それは、「皇位継承制度をめぐる国民意識や社会環境の変化は、我が国社会の長期的な変化に伴うものである。女性天皇や女系の天皇を可能とすることは、社会の変化に対応しながら、多くの国民が支持する象徴天皇の制度の安定的継続を可能とする上で、大きな意義を有するものである。」

「女性天皇や女系の天皇はその正統性に疑問が生じるという見解もあるが、現在の象徴天皇の制度においては、皇統による皇位継承が維持され、幅広い国民の積極的な支持が得られる制度である限り、正統性が揺らぐことはない。なお、皇位継承資格を女子に拡大した場合、皇族女子は、婚姻後

も皇室にとどまり、その配偶者も皇族の身分を有することとする必要がある。女性天皇や皇族女子が配偶者を皇室に迎えることについては、性別による固有の難しさがあるとは必ずしも考えないが、初めてのことであるがゆえに、配偶者の役割や活動への配慮などを含め、適切な環境が整えられる必要がある」と明確に書かれています。

皇位継承順位については、「過去から現在まで伝えられてきた皇位を将来につないでいくことが重要であり、この過去から将来への連続を象徴する形として、親から子に、世代から世代へと伝わる直系継承が最もふさわしい。」「したがって、天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹の間では、男女を区別せずに、年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当である」となっております。

なお、旧皇族の皇籍復帰等の方策については、「男系男子による安定的な皇位継承自体が困難になっているという問題に加え、以下のように、国民の理解と支持、安定性、伝統のいずれの視点から見ても問題点があり、採用することは極めて困難である」と断じております。

理由その一、「皇族として親しまれていることが過去のどの時代よりも重要な意味を持つ象徴天皇の制度の下では、このような方策につき国民の理解と支持を得ることは難しい」。

理由その二、「皇籍への復帰・編入を行う場合、」 「制度の運用如何によっては、皇族となることを当事者に事実上強制したり、当事者以外の第三者が影響を及ぼしたりすることになりかねな

い」。

理由その三、「皇族と国民の身分を厳格に峻別することにより、皇族の身分等をめぐる各種の混乱が生じることを避けるといふ実質的な意味を持つ伝統であり、この点には現在でも十分な配慮が必要である」。

以上でございます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、公明党、お願いします。

○参議院議員（谷合正明君） 公明党を代表いたします。衆参正副議長によります議論のとりまとめ案について意見を申し上げます。

まず、立法院の総意を取りまとめるべく御尽力いただいた衆参正副議長に対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

公明党といたしましても、国民の理解、歴史と伝統の尊重、そして皇族の方々の思いを深く拝察しながら議論を進めるべきと申し上げてきました。有識者会議が示した皇族数確保のための二つの柱については、基本的に賛同の立場を示しつつ、両院正副議長の下、立法院の総意の形成に向けて議論を尽くし、意見の隔たりがある項目こそ互いの歩み寄りに期待すると申し上げてまいりました。本とりまとめ案は、まさにそうした方向性に沿ったものと言え、全体として評価をいたします。

以下、とりまとめ案に沿って項目ごとに意見を申し上げます。

第一に、今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないと明記されたことは、我が党を

含む各党派の基本認識であり、極めて重要であると考えます。

第二に、有識者会議の報告書である第一案及び第二案を了とし、これを基に法制化を進めることにも賛同いたします。

第三に、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする案についてです。公明党としても、皇室典範を改正し、具体的な制度設計に進むことに賛同いたします。また、現在の内親王殿下、女王殿下に対し、経過措置として御意向を尊重するなどの一定の配慮をすべきとされた点も、従来公明党が訴えてきたことと同じであり、賛同いたします。

第四に、皇族には認められない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする案についてです。対象をいわゆる旧十一宮家に限定し、慎重に制度設計を行うこととしたことに賛同いたします。養子となり得る年齢、養親となり得る者の範囲、手続などについて慎重に制度設計を行うとされていますが、これは国民の理解の観点から重要です。

公明党は、従来から、民法の特例法として、皇室会議の議を経るなどの措置をとること、養子となつて皇族となられた方は皇位継承資格を持たないとする点、また、皇位継承の流れを不安定化させない観点から、天皇陛下、上皇陛下、皇嗣殿下各御夫妻は養子縁組をできないこととする点が適切であるとの考えを表明してまいりました。あわせて、皇族数確保の状況を勘案し、必要があれば一定年数ごとに見直すとしたことも妥当であ

ると考えます。

二つ目の法施行状況を踏まえての検討条項及び確認しておく事項について、第一に、改正後の皇室典範等の施行状況を踏まえ、所要の措置が講じられる旨の検討条項を附則に設けることは妥当であると考えます。

第二に、改正後に適時適切な措置が講じられるものとする点並びに安定的な皇位継承を確保するための方策について引き続き検討することを附帯決議において確認することについても、静かな環境の下で議論を深めることを前提に妥当であると考えます。

最後に、改めて、公明党といたしまして、本とりまとめ案を評価するものでありますが、本日の議論を明日党内に持ち帰って説明し、明後日改めて党としての考えをお示しいたいというふうに思っております。

両院正副議長の下、立法院の総意の形成に向けて最後まで丁寧に手続を進めていただくことを要請し、以上で公明党の意見表明といたします。

○衆議院議長（森英介君） 参政党、お願いします。

○参議院議員（神谷宗幣君） 参政党です。党を代表して意見を申し上げます。

今回は、両院正副議長におかれましては、こういったとりまとめ、しっかりやっていたこととに敬意と感謝を申し上げます。

我が党は、もう端的に一点だけ申し述べたいんですが、今回出していたいたどりまとめ、おおむね党としては了といたします。

一点だけ申し述べたいのは、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとするという案のところについて、配偶者、子の身分の記載がないというところが懸念事項でございます。

この点に関しましては、その後の養子縁組のところはかなり詳しく制度設計が書かれているのに比べても非常に不十分であるというふうに思いますが、是非この点に関しましては附則でしっかりと明記をいただき、配偶者、子に関しては皇族としての身分を持たないということをしつかりと取り決めておいていただきたいということ、この一点を参政党は強く申し述べて、今回のとりまとめに対する意見としたいというふうに思います。以上です。

○衆議院議長（森英介君） チームみらい、お願いします。

○参議院議員（安野貴博君） チームみらいの安野貴博でございます。

衆参正副議長の皆様におかれましては、とりまとめ案をお示しいただきまして、感謝を申し上げます。と思います。

とりまとめ案につきましては、現在、党として内容を精査している段階でございますが、国民の総意、立法院の総意と言えらるものとなっているかという観点からも中身を丁寧に精査し、党内での検討を経た上で、改めて意見を申し述べたいと考えております。

その上で、現時点での所感を申し上げます。まず、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする案についてでございます。

女性の皇族の方が婚姻後も皇族の身分を保持される制度につきましては、皇室の歴史とも整合的であり、皇族数確保のための方策としてあり得るとかねてより申し上げてまいりました。とりまとめ案がこの方向で整理されたことを前向きに受け止めております。

内親王殿下、女王殿下につきましては、経過措置として、皇族の身分を保持されるか否かについて御意向を尊重するなど一定の配慮をすべきとされている点は、現行典範を前提に経過してこられたお立場に配慮したものと理解をしております。

なお、配偶者となられる方及びお子様の身分につきましましては、一般国民のままとすることを基本とすべきという我が党の考えに変わりはございません。

次に、皇統に属する男系男子の養子縁組についてでございます。

養子縁組につきましては、皇族数を確保するための方策の一つとしてあり得ると考えております。養子となられる方の御本人の意思を確認できる年齢の要件、養子を迎える、親となり得る方の範囲、具体的な手続の要件、また養子となられた御本人は皇位継承資格を持たないこととするなど、慎重に制度設計を行うとされている方向性は理解できるものと受け止めております。

皇族数の確保の状況などを勘案し、必要があると認めるときは一定年数ごとに見直すこととされる点も含め、具体的な制度設計につきまして、国民の理解を得ながら丁寧に議論を進めていくべきものと考えております。

合意できる部分から着実に結論を出していくことが立法院の責務であると考えており、とりまとめに向けた正副議長の御尽力に敬意を改めて表したいと思います。

以上でございます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、日本共産党。

○参議院議員（小池晃君） 日本共産党の小池晃です。

衆参正副議長により示された議論の「とりまとめ（案）」について、日本共産党としての意見を述べます。

私どもがこれまで全体会議で繰り返し述べてきたように、天皇の制度の問題は日本国憲法の条項と精神に基づいて議論、検討すべきであります。

しかし、この「とりまとめ（案）」は、天皇は男系男子によって継承されるべきということが不動の原則になっており、憲法に照らして大きな問題があると考えます。

日本国憲法は、日本国民統合の象徴である天皇の地位の根拠は、主権の存する国民の総意に基づくとしており、この規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はどこにもありません。女性だから天皇になれないというのは男女平等を掲げる憲法の精神に反します。

憲法第二条は皇位を世襲のものとしていますが、この「世襲」は女性を排除するものではないというのが憲法制定時の政府見解です。一九四六年七月の憲法制定議会において、金森徳次郎国務大臣

は、憲法第二条が大日本帝国憲法にあった皇男子孫という文言をなぜ削除したのかという質問に対して、根本的な支障がない限り男女の差別を置かないというのが憲法の考え方だとして、二条についても「男女の区別につきましては法律問題として自由に考えてよいという立場」であると答弁しています。

こうした憲法の成り立ちを無視して男系男子継承を不動の原則とした議論は、憲法の本質に反するものだと言わざるを得ません。女性天皇、女系天皇について正面から議論すべきであります。

これまでの全体会議で、憲法上の根本問題を再三指摘したにもかかわらず、まともな検討もされず、広く国民の意見を聞くこともないまま立法院の総意として取りまとめることには強く反対いたします。

「とりまとめ（案）」で「了とする」とされた第一案の「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」案については、女性天皇を認めないにもかかわらず、女性皇族を婚姻後も本人の意思にかかわらず皇室にとどめるものであります。経過措置として、現在の内親王・女王についてはその意向を尊重するとしています。しかし、皇族数の確保のためとあらば、女性皇族の自己決定権や幸福追求権を過度に制約することが許されるなどというのは全く議論が逆転しています。女性・女系天皇を認めた上で、女性皇族は男性皇族と同等の制度として検討すべきと考えます。

第二案の「皇族には認められない養子縁組を可能にし、皇統に属する男系の男子を皇族とす

る」ことには重大な問題があります。

この案は、二〇〇五年の有識者会議の報告書で、国民の理解と支持、安定性、伝統のいづれの視点から見ても問題点があり、採用することは極めて困難であるとして否定されたものであります。そもそも、一般国民として生まれ育った人を特別な身分である皇族にすることが憲法十四条一項が否定した「門地による差別」に抵触することは明らかであります。

さらに、今回の養子縁組制度が養子として皇族となつた方の子孫に皇位継承資格を持たせようとする議論と一体のものであることは看過できません。

宮内庁で研究職を務めた鹿内浩胤氏は、養子制度の創設について、「皇位継承の客観性が保てるのかということ、明治の旧皇室典範が養子を禁じたのは、養子が政治的に利用され、皇位継承などでの混乱を招いた苦い歴史への深い反省に基づいています」と指摘しています。ましてや、日本国憲法の下で、国民の総意に基づく象徴である天皇の制度が政治的に利用されるようなことを決して許してはなりません。

このような問題点を抱えた「とりまとめ（案）」を、反対意見を一顧だにせず、立法院の総意とすることは到底容認できません。「とりまとめ（案）」に「象徴天皇制が国民の総意に基づくもの」という記述もあるように、日本国憲法が定めた天皇の地位の根拠は国民の総意に基づくものであります。そして、どの世論調査を見ても、国民の大多数が女性天皇に賛成していません。ならば、

国民のこの総意に応える議論を進めるのが立法院の責務であり、国民世論を無視する形で立法院の議論を進めること自体が憲法の条項と精神に反するものと言わなければなりません。

衆参正副議長がこの「とりまとめ（案）」の内容を立法院の総意として政府に報告し、立法作業を要請することに断固として反対いたします。

国民の総意に反する議論を白紙に戻し、女性天皇について正面から議論すべきであることを重ねて申し述べて、「とりまとめ（案）」への反対意見といたします。

○衆議院議長（森英介君） れいわ新選組、お願いします。

○衆議院議員（山本ジョージ君） れいわ新選組としての衆参正副議長によるとりまとめ案への意見を申し上げます。

今回の議論のとりまとめについてですが、従来以上に進め方が強引であり、まずはそのことに対し強く抗議をいたします。

このとりまとめ案が示されたのは、先週五日、金曜日の午後三時過ぎでした。土日を挟んだ実質次の日、二十四時間後にこのように各党各会派の意見を聴取するということは、拙速以外の何物でもありません。しかも、あさつてにも会議が開催予定ですが、案件として立法院の総意の取りまとめとしか書かれておらず、意見表明や議論がないかのようでもあります。

今回のとりまとめ案についてこのように急いで結論を出そうとするのは、言論を命とする立法院として余りにも不当である、そう言わざるを得

ません。こうしたやり方では、日本国憲法第四十
一条の定める、国会は国権の最高機関としての権
威が失墜することでしょう。しかも、あるること
か、議長がそれを主導するとなれば、民主主義を
自ら損なうこととなり、日本の歴史に取り返し
付かない汚点を残すことになりかねません。衆参
両議院の議長におかれましては、議論の進め方に
つき、いま一度お考えを改めていただきませう
お願い申し上げます。

なお、森衆院議長におかれましては、全党の賛
同を得ることは不可能と記者会見で御発言なさい
ました。私も、れいわ新選組も、議長に対し日頃
は敬意を表するものでありますが、とりまとめ案
への意見表明より前にこのような御見解を示され
ることは、この上なく強い違和感を禁じ得ません
とりまとめ案を立法院の総意とされるのであれば、
少数意見を最大限尊重していただくことこそ肝要
ではないかと存じますので、何とぞ御賢慮いただ
ければと存じます。

両議長ばかりではありません。このとりまとめ
案を立法院の総意と位置付けるのであれば、この
ように各党各会派の代表者のみならず、両院に所
属する全ての国会議員により議論がなされるべき
でしょう。このような経緯で立法院の総意をまと
めることがあれば、私たち国会議員の全員が後世
から厳しく指弾されることは火を見るより明らか
です。さらに、その際には国民から広くあまねく
意見を募り、それを勘案してこそ立法院の総意と
なるのではないのでしょうか。

憲法の第一条には、「天皇は、日本国の象徴で

あり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、
主権の存する日本国民の総意に基く。」と定めら
れています。立法院の総意と主権者の存する日本
国民の総意との間に乖離がなかりしかについて十
分な検討を行うべきことは、私たち国会議員に課
せられた憲法上の義務であるところ、今回の進め
方でこの点が考慮されているとは到底思われな
いのであります。

元々、従来から述べているとおり、政府の有識
者会議の報告を前提にした状態での立法院、すな
わち国会の側の意見集約は、なし崩しで危険と言
わざるを得ないというのが私たちの考えです。

あくまで報道機関の世論調査ですが、女性天皇
については約六割から九割近くが認めるといふ結
果も出ていますが、この論点については、有識者
会議の報告を受けたこれまでの全体会議でも直接
的なテーマにはなっていない。こうした中で強
引に意見を集約することは、後に大きな禍根を残
すのではないのでしょうか。

両院議長におかれましては、有識者会議の論点
設定自体に問題があつたと、この前提の下、国民
的議論を行うための仕切り直しを行うべきと申し
上げます。

付言いたしますれば、これもこれまで述べてき
たとおり、皇室の在り方や皇位継承の問題につ
いて国内で世論が二分されている中で、それに目
奪われ、本当に喫緊の課題である大多数の国民が
望む経済政策への議論が取り残されることになる
のを懸念しております。立法院の総意を取りまと
めるのであれば、まずは喫緊の課題である経済政

策が先ではないか、かように考える所存でござい
ます。

最後に、繰り返しになりますが、今回の議論に
対しては、今を生きる国民からの評価はもちろん
のこと、歴史の審判に堪えることができるよう十
分な配慮が必要であるところ、現状は、そこから
はるかかなたの星雲の距離にあり、立法院の存在
意義すら問われかねない事態が進行中であり、そ
の水先案内人を自らが務めているということを両
院の議長、副議長並びに御列席の各党各会派の代
表者の方におかれましては深く御自覚いただきま
すよう改めてお願いを申し上げます。れいわ新
選組からの意見といたします。

○衆議院議長（森英介君） 次に、日本保守党、
お願いいたします。

○参議院議員（百田尚樹君） 日本保守党の百田
尚樹です。

まず、三たび同じことを申し上げます。日本の
歴史とともにある天皇、皇室について、一介の国
會議員にすぎない者が意見を表明することは誠に
恐れ多いことと存じますが、あえて一言申し上げ
ます。

日本保守党の意見は一貫して変わりなく、第一
に考えるべきは将来の皇統の安定継承、すなわち
悠仁親王殿下の後の代となっても男系男子での継
承が可能となる方法をまず取るべきだということ
です。

その方法とは、第二案の皇統に属する男系男子
の養子縁組です。これも、本来は、終戦後、GH
Qの圧力によって臣籍降下された十一官家の皆様

に、ただ皇籍に復帰していただけたら、それが最良なのですが、現在の状況に鑑みて、養子という手段をもって一部の方にお戻りいただくという言わば妥協の案であります。

思うところはありますが、それでも今般、この第二案が了とされることは結構であると思っております。この第二案について、保守党としましては、養子となる方は旧十一宮家の男系男子の御子孫に限るということ以外、年齢などの要件で制限を付けないことを要望いたします。

一方、第一案であります。女性皇族の御婚姻後の身分保持につきましては、これも前回、前々回と変わらず保守党は賛成いたしません。反対の理由もこれまで述べたとおりで、そもそも女性皇族の婚姻後の身分保持は皇統の安定継承とは全く別な論点であり、早急に議論すべきことではないからです。女性皇族の皆様の御公務の継続は、政府から正式に要請することで大半が継続可能でしょう。

また、とりまとめ案には、女性皇族の御婚姻後の皇族の身分保持が皇室の歴史に整合的であると書かれています。これが何を指すのか、甚だ不明瞭です。

他方、女性皇族は、御結婚後に皇族として残られれば、将来、配偶者やお子さんにも皇族の身分を与えようという声此起彼伏は必定です。この際はつきり申し上げますが、我が国には現在でも皇統を破壊しようとする外国勢力、一部メディア、政治グループが存在します。彼らは、将来この第一案を盾に取り、配偶者やお子さんに皇族の

身分を与えよという世論を醸成しようと努めるでしょう。いや、断言します。必ずやってきます。

そうなりますと、歴史上、例のない皇族の系統とは関係ない男性が皇族となる、またその子孫が天皇になるという、言わば王朝交代へと道を開くリスクに直面します。決してあってはならないことですが、我が国に対する憎悪をたぎらす外国の人が女性皇族の配偶者となる可能性も排除できないことを申し添えておきます。かつて、織田信長や豊臣秀吉でさえ考えなかった皇位篡奪を可能にする、そういう重大なリスクをはらむことを今我々は決めようとしているのだという自覚を立法院の全員が持つべきです。こうした危うさを改めて強調しておきます。

あえて申し上げれば、この第一案は政治的妥協の策でしょう。皇統について全く考えの異なる全ての党派が議論のテーブルに着くことができるようにするための妥協案でした。今回、この第一案も了とされ、皇室典範が改正されることのリスクを私ども日本保守党以外が明言しないことを非常に残念に思います。

最後に、もう一言申し上げます。
皇室の問題に関して、よく国民の総意という表現をされる方がいますが、これはあくまでも原理原則の上での総意でなければならぬことをお忘れなきようお願いいたします。

更にもう一言付け加えますと、日本国憲法によればという言葉も安易に使われませんが、日本国憲法は制定から僅か八十年足らず。しかも、その原案を作ったのはGHQです。対して、天皇及び皇

室には約二千年の歴史があります。世界で最も長い歴史を持つ我が国の国体に対して、私たちは常に謙虚であらねばなりません。国体を触ることへの畏れを忘れるべきではないと私は考えます。一時的な世論や価値観によって伝統を忘れることがあってはならないのです。

以上です。ありがとうございました。

○衆議院議長（森英介君） 次に、沖縄の風、お願いします。

○参議院議員（伊波洋一君） 会派沖縄の風の伊波洋一です。

参議院会派沖縄の風から申し上げます。
沖縄の風は、女性・女系天皇を容認し、女性宮家の制度創設に向け議論すべきと提案しており、今回の全体会議の論点設定そのものが狭過ぎると指摘してまいりました。本とりまとめについても賛同いたしかねます。

女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者、子の身分については、女性天皇を容認した上で女性宮家は男性皇族と同等の制度とすべきであり、また、皇統に属する男系男子との養子縁組についても、身分制を否定する日本国憲法に反することから、反対を訴えてまいりました。

私ども沖縄の風は、議長に対して拙速な取りまとめについては再考を求めべく面談をお願いしておりましたが、お時間をいただけず、やむなく五月二十三日に拙速な取りまとめの再考を求めるとの見をさせていただいたところです。

他方、五月十五日の会議に先立って、森衆院議長と特定政党の幹部の方が会談をし、取りまとめ

に向けた全体会議の進め方などについて意見交換をしたと報道されました。

中立公正であるべき全体会議の運営に特定党派の影響があるのではないかとの疑念が生じており、極めて残念です。一部の意見を尊重することなく取りまとめが提案されるとすれば、立法院の総意の名にふさわしいものか強く疑問に思うところでございます。

また、私どもを含め、女性・女系天皇を容認し女性宮家の制度を創設することは国民多数の世論が支持しており、とりわけ女性天皇待望論は根強く存在しております。皇位継承を男系男子に限る取りまとめ、さらにその取りまとめに沿った皇室典範改正案を多数で強行するような事態となれば、国民の総意に基づく日本国憲法の下象徴天皇制の存立基盤を国会が毀損することになるのではないかと懸念も否定し得ません。

是非、両院正副議長におかれましては、国民の総意に照らして拙速な取りまとめを再考していただくようお願いいたします。参議院会派沖繩の風からの意見とさせていただきます。

以上でございます。

○衆議院議長（森英介君） 社会民主党、お願いします。

○参議院議員（ラサール石井君） 社会民主党、ラサール石井です。

社会民主党としては、日本国憲法第一条において、天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくとされていることを鑑み、主権者の総意と乖離した取りまとめを拙速に行うべきではない

と主張してまいりました。

二〇二四年五月から行われてきた全体会議の論点は、女性皇族の婚姻後の皇籍保持と皇統に属する男系男子の養子縁組のみに絞られ、女性・女系天皇を恣意的に排除するものであり、皇室典範特例法案に対する附帯決議への対応として十分なものとは言えません。社民党は、本案を立法院の総意とすることに反対します。

本全体会議において立法院の私たちが模索すべきことは、日本国憲法下においてあるべき象徴天皇の在り方です。皇室典範は日本国憲法の下にある法律ですから、日本国憲法の理念を反映したものであるべきです。

また、憲法第九十八条第二項は、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定め、条約は国内法の上に位置付けられますから、女性差別撤廃条約を含め、我が国が参加している条約と整合性のある見直しを行うべきであります。

日本国憲法第十四条第一項が性別による差別を禁止していること、また、二〇二四年十月に国連女性差別撤廃委員会が男系男子に皇位継承を限定している皇室典範を改めるよう勧告していることを踏まえた改正を行うべきところ、そのような取りまとめ案になっていないことは極めて遺憾です。報告書第一案の女性皇族の婚姻後の皇籍保持に

ついては、社民党は、皇族を離脱するか残るかどうかについて本人が選択する自由を保障すべきだと考えています。その配偶者と子の身分についてとりまとめ案に特段の言及はありませんが、憲法

第十四条第二項が、華族その他の貴族の制度は、これを認めないとしていたことを踏まえた対応が必要と考えます。

報告書第二案の皇統に属する男系男子を養子縁組により皇族とすることについては、社民党は反対であります。

皇室典範が養子を禁じているのは、宗系紊乱の門を塞ぐ、つまり、皇統が乱れることや、国民と皇族との区別が曖昧になり混乱が生じることなどを避けることを目的としています。日本国憲法第三章が規定する国民としての各種の権利義務を生時から今日に至るまで享受されてきた方を皇族とすることは、まさに宗系紊乱につながるものであり、憲法第十四条の禁じる門地による差別に該当すると考えます。その上、誰を養子に取るかの判断は極めて恣意的になる可能性があり、主権の存する日本国民の総意から大きく乖離した選択が行われる可能性を否定できません。

女性天皇を認めてよいとする世論は、朝日新聞の今年五月の世論調査で七二%、毎日新聞の今年三月の世論調査で六一%、読売新聞の昨年九月、十月の世論調査で六九%などとなっています。世論調査だけに政策の根拠を委ねることは適切ではありませんが、主権の存する日本国民の総意を立法院が推し測る上で重要な判断材料と考えます。

二〇〇五年十一月に出された皇室典範に関する有識者会議報告書は、「皇位継承制度の在り方を考察するに際し、世襲による継承を安定的に維持する」という基本的な目的に立ち返れば、皇位継承資格を女子や女系の皇族に拡大することが考えら

れる。」としています。今回のとりまとめが二〇〇五年の報告書で提起された論点を無視したままで作成されたことに改めて抗議の意を表し、民主党の見解といたします。

○衆議院議長（森英介君） では、日本維新の会、お願いします。

○衆議院議員（藤田文武君） まず、衆参の正副議長におけるこの取りまとめの御苦労に心から敬意と感謝を表したいと思います。

議長の方から、具体的なこのイメージを一定持ちつつも、文言はニュートラルに、そして具体的制度設計は内閣に委ねるといふ、そういった意味合いも込めてこのとりまとめをまとめていただいたということについて、私もその御努力に感謝と、そして賛同を示したいと思います。その上で、幾つか我が党の意見を申し述べたいと思います。

以前より申し上げているように、一案、二案につきまして、我が党は明確に二案を優先的に進めるべきだという意見でありまして、一案についてはこれまでも消極的に許容するという言葉を使つてまいりました。

その上で、この一の3にあります、皇室の歴史に整合的であり、その範囲内で制度設計をやるんだという、こういう意思を書いていたのは非常によろしいかというふうに思います。

一方で、配偶者、子供のことは記載がありませんでしたが、このとりまとめは、我が党もいろいろ意見表明してきましたが、これまで何度も繰り返し返されてきました全体会議の内容や各党の表明したものを積み上げた議論の整合性や、又は各会

派の賛同、賛否、そして、それも議席数を背景とする、そういった全体を含めて書かれるものだというふうな承知をしておりますので、この配偶者と子については、自民、維新、国民、そして参政、

公明、みらい、保守党は明確に反対を何度も唱えられてきたものというふうな承知をしておりますし、中道さんは賛否を明確に示さずということでありますから、党派数そして議席数も大宗がこれは明確に反対だという意見表明をされたものだというふうな承知をしておりますので、ここについては、それを踏まえた上での制度設計を内閣に改めて求めたいというふうに思います。

それからもう一点は、4に記載の二案についてでございます。中段、この①から④の具体的な例の明示を含めて、慎重に制度設計を行うものとするとあります。

一点気になるところでございますと、①の本人の意思を考慮した養子となり得る者の年齢というものがござります。これについては少し先行した報道がありまして、十五歳以上、未満というお話がございましたが、この件は、煮詰まった議論を全体会議でなされて、ある程度、大会派又は各党各会派の賛否が出そろっているという状況にまで来ていないというふうに思います。

ですから、私は、もし変更できるのであれば、本人の意思を考慮したというのは、明らかに明示的に年齢を区切るべきだというふうな偏った意見だと思えますので、その後の養子となり得る者の年齢とニュートラルに書いていただくのが、これまでのその賛否、いろいろ意見はあろうことかと

思います。これまでの意見の、全体会議のバランスを取った記載の方法だというふうに思います。ですから、そこは最終の御考慮をいただけたらというふうな思います。

それから、玉木代表から特例法の話がございました。二番の検討条項のところ、二十年、三十年後に、この法案、法律の下、なされた環境がどのように変わっているかということは検討しようという一般論として、これはあり得るかと思えます。

その上で、大きな変更を伴うものでありますから、玉木代表がおっしゃったように、特例法で時限を決めてやるというのは一手法かなというふうに、私もそこは賛同をいたします。

ですから、その恒久法として皇室典範の本則改正をするか、又は特例法として制度設計をすることかということは、ここには明示的には記載はされておりますが、内閣の方によくよく慎重に様々なケースを想定した上でこの制度設計を行うように求めるといふ、その範囲内のとりまとめだということに改めて私は受け止めた上で、信頼して内閣にあとはお任せをしたいというふうに思います。以上です。

○衆議院議長（森英介君） それでは、自由民主党、お願いします。

○衆議院議員（小林鷹之君） 自由民主党でございます。

まず、森衆議院議長、関口参議院議長、石井衆議院副議長、福山参議院副議長におかれましては、本日、全体会議として最終的なとりまとめの文書

をお示しいただいたこと、また、これまでの御調整に感謝を申し上げます。

このとりまとめ案におきまして、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしないということも多くの方で確認できたことは、誠に意義深いことだと考えています。

そして、自民党としては、これまで全体会議で述べてきた党としての考え方、今日これを繰り返すことはあえていたしません、私たちの考え方に一切の揺らぎはございません。

その上で、この際、三点、このとりまとめ案につきまして、自民党としての立場を明らかにさせていただきます。また、漢数字一の四の第三段落におきまして、皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、一定年数ごとに見直すこととされておりますが、これは、文字どおり皇族数の確保の状況などを勘案して、必要があれば見直すということ

を述べたものであつて、法制的なものを意味しているものではないと受け止めています。次に、漢数字二の一の必要があると認められるときは、所要の措置が講じられる、及び、そして、漢数字二の二の必要があると認められるときは、適時適切な措置が講じられるものとするというものは、現時点で特段の具体的な措置を想定しているものではないと受け止めております。

そして、三つ目として、漢数字二の三につきましては、政府の有識者会議の報告にあるとおり、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で議論を深めていくべき事柄であると

理解をしております。

以上を前提に、このとりまとめ案を自民党としては了とさせていたいただきたいと考えております。各党それぞれの立場で発言したいことはおおむね発言したと考えてますので、私たちとしては、衆参正副の議長に、この際、取りまとめを一任させていただき、そのことが適当ではないかと考えています。

その上で、皇族数の確保は喫緊の課題でございますから、政府に対しましては速やかに法案の作成に取り組んでいただくことを求めて、自由民主党としての発言に代えます。

ありがとうございます。

○衆議院議長（森英介君） それぞれの党派からの御意見を開陳していただきまして、ありがとうございます。

二点、御発言の中で私から申し上げたいことがございますけれども、立憲の長浜先生からあつた立法院の総意の意義でございますけれども、憲法一条、すなわち、天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくに鑑みまして、国民の代表機関である国会において具現化しようとする趣旨に基づくものであるという認識でございます。

それと、各党各党派においてそれぞれの御主張があるのは当然のこととして、最終的な取りまとめに当たっては、衆参正副議長四者の下に、お互いに歩み寄ってその妥協点を探すべきとの御要請を承ったというふうにご理解をしております。また、上記を踏まえて、衆参正副議長四者が誠実に取りまとめを行ってきたと、こういうつもりでおります。

す。

もう一つ、女性皇族の配偶者と子の件についてでございますけれども、これは幾つかの党派から御指摘がありましたけれども、これは有識者会議の第一案について付記事項がございまして、配偶者と子は皇族として特別の身分を有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けるものとするところが考えられるという付記事項がございまして、私も、冒頭申し上げましたように、私どもの四者協議では、第一案につきまして了とするというふうにご申し上げておりますので、基本的にはこの事項についても了とするという気持ちが入っているということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

また、各党各党派から御発言をいただきまして、これから各党派の御意見をまとめるという会派もございましたので、それは是非速やかにお願いたしたいと思っております。

そして、既に御案内しておりますとおり、今回の全体会議につきましては、六月十日水曜日の午後三時三十分から開会をいたしたいと思っております。ここ是非立法院の総意の取りまとめの結論を出したいと考えておりますので、何とぞ御理解、御協力のごほうよろしくお願い申し上げます。

特に御発言ないようでございますので、この四者の間でもないようでございますので、これにて本日の全体会議は終了いたします。

ありがとうございます。

午後四時十四分散会